

## 平成 30 年度 青少年愛護審議会 議事概要

開催日時：平成 31 年 3 月 18 日（月）14:30～16:30

開催場所：神戸市教育会館 404 会議室

出席委員：18 名

出席 小林会長、池田委員、伊藤委員、魚住委員、大国委員  
北野委員、坂本委員、佐々木委員、清水委員、武次委員  
西本委員、野々山委員、速水委員、前川委員、前田委員  
森正枝委員、矢橋委員、森忠延委員（中島委員代理）

（事務局）

本日は、年度末で特にお忙しい中、青少年愛護審議会にご出席いただき、本当にありがとうございます。

昨年度から、この審議会でもご審議いただいております青少年愛護条例ですが、3点大きな改正ポイントがございます。まず第1の携帯電話のフィルタリングに関する規制強化につきましては、昨年2月1日から施行しているところでございます。そして、第2の児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止につきましては4月1日からの施行となっております。そして、第3のポイントであります、いわゆるJKビジネスの規制強化につきましても10月1日から施行しており、今回の条例改正の全てが本格的に運用されているところでございます。ただ、今回の条例改正により、制度面では前進したところではございますが、今後とも条例に基づく取組と青少年を守り育てる県民運動を合わせて推進していくことが、ますます重要になってくると考えているところでございます。

本日は、第1回目の全体会となりますけれども、この後、事務局から今回の青少年愛護条例の改正とそれに伴う規則の改正の概要、来年度の青少年施策について、ご説明をさせていただく予定にしております。

委員それぞれご専門の立場から広くご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。また、昨年サンテレビで放送されました「人とつながるオフラインキャンプ」の様なども後程ご紹介させていただこうと考えております。限られた時間とはなりますが、どうか忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。よろしく願いいたします。

（事務局）

青少年愛護審議会は、19名の方が知事から委員に委嘱されています。本日の

審議会には、このうち 18 名の方にご出席いただいております。出席者数が審議会規則第 7 条第 2 項に定めます定足数である過半数に達していること、成立していることをご報告いたします。本日は新しい委員の方々による最初の会議となりますので、委員の皆様、おそれながら簡単に自己紹介をお願いいたします。

○委員自己紹介

○職員の紹介

(事務局)

それでは、次第の 4、会長の選出及び会長代理の指名にうつります。

本日は新しい委員の方々によります最初の会議でございますので、初めに会長の選出をお願いいたします。審議会規則の第 6 条第 2 項によると、会長は委員の互選で決定することとなっております。どなたかご推薦の方がございましたら、お願いいたします。

(委員)

昨年まで会長をしていただきました小林委員に、ぜひ会長をお願いしたいと思っておりますので、ご推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ただいま、委員から小林委員に会長をお願いしてはどうかというご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

○拍手

(事務局)

満場一致ということでございますので、小林委員に会長をお願いしたいと思います。それでは、小林委員は会長席の方へ移動をお願い致します。

○小林会長が会長席へ移動

(事務局)

それでは、小林会長、以降の進行をよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま、会長のご指名をいただきました。とてもそのような人物ではございませんが、会の進行を遅らせてもいけないので、あえて私がお受けして、皆様の叱咤激励を受けながら、何とかこの会を無事終わらせたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

愛護審議会は、兵庫県青少年にかかわる様々な問題について議論し、時には提言をし、兵庫県内の子ども支援のリーダー的な役割を果たす大切な会であります。どうぞ皆様の忌憚のないご意見をたくさんいただき、実りのある会にしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

後方に座っている幹事の方には、それぞれの議事に関し、専門的な立場から助言や情報提供などをし、委員を支えていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、代理の方がおひとり参加しておられますが、代理の方も委員と同じように議決権を持っておりますことを確認いたします。どうかよろしくお願ひ致します。

また、本日の会議に傍聴者はおられるのでしょうか。

(事務局)

いいえ

(会長)

本日の会議における傍聴者はいませんことを確認いたします。

(会長)

それでは、引き続き会長代理の指名を行いたいと思います。審議会規則第6条第4項で、「会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」と定めています。

会長代理には、前期まで政策部会長をお努めいただいた速水委員にお願いしたいと思います。速水委員お受けしていただけますでしょうか。

(委員)

私でよろしければ、お互いに推薦しあう形になりましたが、お受けさせていただきます。

(会長)

それではどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

(会長)

それでは本日の議事に入ります。本日は3本の議事があり、それぞれ皆様に議論いただきたいと思います。

まず、部会に属する委員及び部会長の指名ですが、審議会規則第8条第4項の規定により会長が指名することとなっています。この件に関して、あらかじめ案を作成しておりますので、事務局から配付をさせていただきます。

○事務局より配付

(会長)

それでは、今お配りしました審議会委員の名簿によりお願い致します。併せて部会長については、政策部会長に速水委員を、愛護部会長に野々山委員を指名させていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、議事を進行いたします。まず、議事(1)は、「有害興行の指定」に関してであります。有害興行の指定に関する報告を事務局からお願いします。

○議事(1) 有害興行の指定について事務局から報告

(会長)

ありがとうございました。

ただ今の報告につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(委員)

ただいま有害興行の指定について報告がありましたが、実際に青少年が映画館に行って、このような映画を観ているという事実はあるのでしょうか。

(事務局)

この映画自体、18歳未満の視聴はできないようになっており、視聴しているという事実までは確認していませんが、映画館で青少年が年齢を偽っていること等がなければ、視聴していないと考えています。また、このような成人映画を映画館で上映すること自体が減ってきております。代わりに、インターネット等で閲覧できるような状況もあり、映画館で青少年が目にする機会は減っています。

(委員)

まさしくその通りだと思います。映画館に行って、年齢を偽ってまでこのような映画を観るような青少年はいないと思います。インターネットがこれだけ普及し、スマホ等で画像や動画にアクセスできる状況にあります。この指定が青少年に関することと関係があるのか疑問がわいたので質問しました。

(委員)

この有害興行の指定とは、つまりどういうことか。青少年は観られないということか。

(事務局)

青少年は観られないということもそうですが、DVD 等も、青少年に販売したり、貸し出したりすることがこの条例で禁止されるということです。

(委員)

こういう DVD は借りてきて、家で普通に視聴できます。子どもから父親が持っているこのようなビデオを観たことがあるという話を聞きました。子どもたちは今、機械に強く、家でレンタル DVD を視聴できたりしますが、携帯電話にもフィルタリングがかけられるように、レンタル DVD にもすぐに視聴できないように、パスワード等がかけられないかなと思いました。

(事務局)

保護者には本当に気をつけていただかないといけないと思います。

(会長)

このような映画は特定の映画館だけで上映されているのか。例えば、神戸市内ではいくつの映画館で上映されているのか。

(事務局)

数はそれほどなく、数か所ぐらいかと思います。それよりも最近はインターネットでの配信やレンタルビデオの方が多いいと思います。

(会長)

レンタルビデオ店で青少年が借りられるのか。

(事務局)

有害図書類の指定を受けたものについては、一般のビデオと一緒に陳列できないように条例で決めています。エリアを分けて陳列し、成人のみ借りられるように措置をしています。

(会長)

業者が、一般のビデオと分けて陳列しているということでしょうか。

(事務局)

そうです。

(会長)

他にご質問はありますか。有害興行の指定について他に質問がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、青少年愛護条例及び施行規則の改正について、事務局から報告をお願いします。

○議事（２）「青少年愛護条例の改正及び施行規則の改正」について事務局から報告

(会長)

ありがとうございました。

ただいま青少年愛護条例及び施行規則の改正について報告がありました。御覧のとおり、インターネット上の有害情報から青少年を保護する内容、児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止、JK ビジネス対策などをご説明いただきました。

それでは、ただ今のご報告について質問や意見があればお願いしたいと思い

(委員)

1点目は、インターネット上の有害情報からの青少年の保護について、「保護者は青少年が使用するスマートフォンを…」となっています。青少年は未成年ですので、おそらく契約名義は保護者ということになっていると思いますが、青少年が使用するということを実際に現場レベルではどのように把握しているのでしょうか。もし保護者が「自分が2台使います」と申告した場合には、取り締まれないと思いますが、実態はどういった状況でしょうか。

2点目は、有効化措置を原則義務化ということで、手元でそのような状態に

なっているというのは良いと思いますが、技術的な問題で解除措置はどの程度容易なのでしょうか。なぜ、そのような質問をするかと言いますと、ネットカフェ等のインターネット事業者への規制において、「ただし、すべての端末設備にフィルタリングをかけている場合は年齢確認の必要がない」と書いてあるということは、おそらく全ての端末にフィルタリングをかけているネットカフェ等では、大人が観たい場合に、フィルタリングを解除して観ることになると思います。もしそうであれば、解除措置は簡単になっているのではないかと思ったからです。この2点について回答をお願いします。

(事務局)

青少年が使用する携帯電話・スマートフォンをどのように確認しているかにつきましては、契約窓口で誰が使うか、また、年齢の確認をしており、保護者が自分で使うと申告した場合は規制がかからなくなります。次に、フィルタリングの解除がどれくらい容易なのかという点につきましては、原則として、青少年が使用する携帯電話の場合、保護者がパスワード等を管理しており、保護者が解除しないと規制されている以上に使えないということになっています。また、インターネットカフェ等では、利用者が自分でフィルタリングを解除することはできないと思います。その代わりに、青少年が利用する端末と成人の方が自由に利用できる端末を区分して、対応しています。

(委員)

利用者自身が端末では解除できないということですね。わかりました。

(委員)

今、端末で解除できないとおっしゃいましたが、多分パスワードを忘れた場合や間違っって入力した場合には端末にメールに送られてくる。そのような方法で青少年がパスワードを知るのではないのでしょうか。

(事務局)

フィルタリングでは、子どもがこのようなアプリやサイトを観たいといった場合に、保護者に申告し、保護者が解除するという仕組みになっています。なかには、保護者のパスワードを盗み見るといったこともあるかもしれませんが、親がしっかりと管理していれば、防げると考えています。

(委員)

今は、子どもの方が詳しいですからね。

(委員)

児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止について、小学校等に、「NO！自画撮り」ののぼりが立っており、凄く違和感がありました。少し言葉を変えてくれないかなと思っています。そういったことに目覚めて欲しくないと思っているのに、黄色でよく目立っていたので、凄く違和感がありました。一生懸命作っていただいたということはわかりますが、学校にあのようなのぼりがあることはどうかと思いました。

(会長)

あちこちの学校にあるのでしょうか

(委員)

全部の学校にあります。

(事務局)

委員がおっしゃるとおり、注意をしていただきたい反面、見た子どもへの配慮も必要かなと思いましたが、あまり曖昧な表現では伝わりにくいと思い、あのようなのぼりになりました。ご意見いただきました件について、今後の普及啓発において考慮し、学校の先生などの意見を聴きながら進めていきたいと考えています。

(委員)

青少年が使用する携帯電話のフィルタリングを外す件について、以前、サイバーパトロールをされている方の講演で見せていただいたビデオで、同級生が「フィルタリングを外すのなんか簡単だよ。やってあげる」というシーンがあった。どうするのかというところまでは映像でわかりませんでした。詳しいお子さんであれば解除できるのではないかと思います。

(事務局)

私どもも世代的にスマートフォンに疎いところがあるので、もっと勉強して、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

(委員)

児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止もその他のものも同じですが、どのように周知徹底をしていくのでしょうか。小学生に、黄色ののぼりで、「児童ポルノ自画撮り勧誘行為に注意しましょう」という言葉を出すのはどうかという委員



の意見であったと思います。基本的には大人が対象だが、どのように県民の皆さんに知っていただき、その後、子どもにどう指導していくかが重要です。どういう意図で小学校に黄色ののぼりを掲示しているのでしょうか。

(事務局)

のぼりは大人に対して、条例改正の内容を周知し、注意を促したいというものです。地域全体に掲示していただくことで、保護者の方にも注意していただきたいと考えています。各学校のほか、県下青少年補導センター等に配布しています。

(委員)

県下のどのようなところに配布しているのでしょうか。

(事務局)

全小中特高等学校の全学校で配布しています。

(事務局)

青少年に対しては、こういう形で裸の写真を送らされるなど被害が出ていること、写真を送らされる前に相談機関や保護者などの信頼できる人に相談しましょうということと呼びかける啓発資料を別途、配布しています。

(委員)

啓発資料を作ったら終わりではなく、どのように浸透させていくか。取締りは別の機関が担当していると思いますが、周知啓発にはものすごく配慮が必要だと思います。作れば終わりということではなく、子どもや家庭にどう啓発していくかを考えないといけない。

(事務局)

子ども達が写真を求められているという情報を周囲がちゃんとキャッチし、送ってしまうと被害が大きくなるので、送ってしまう前に警察に相談できるよう地域をあげた周知啓発を進めていきたいと思っています。

(委員)

違反した場合は、罰金 30 万円とありますが、これは警察に捕まった場合でしょうか。

(事務局)  
そうです。

(委員)  
これは、例えば条例で法律より厳しい罰則はつくれないのでしょうか。

(委員)  
条例は、児童ポルノを求める部分の罰則となっており、実際に提供を受けた場合は法律でもっと重い罰則になっていると理解しています。

(委員)  
例えば、刑事事件になって捕まった場合は、どれぐらいの罰則になるのでしょうか。

(委員)  
これは刑事処罰で、逮捕されるかどうかは別にして、捕まって、起訴されて、有罪になった場合の罰金の上限となっています。

(委員)  
ということは、条例ではそれ以上の科料等はつけられないのでしょうか。

(委員)  
そういうことではなく、条例では提供を求めた罰としてはこの程度だということ。提供を求めた段階、求めたけど断られた段階で、この程度の罰金かなということ。ということ。ということ。

(委員)  
罰金に0を一つつけると児童ポルノの提供を求める人は全体的に少なくなります。

(委員)  
それはそうですが、児童ポルノの提供を受けた場合の罰との均衡を考慮しているのだと思います。

(委員)  
この条例を制定する時に、罰金は高ければ高い方がいいだろうという議論に

なりましたが、ほかの事例でも罰金が高かったからやめたという話もありました。他県の罰則とのバランスもあったと思いますが、兵庫県は高い方だと記憶しています。

(委員)

例えば兵庫県で受動喫煙禁止条例が制定されますが、日本の法律や他府県の条例よりも、電子たばこに関しては、明らかにきつい条例をつくろうとしています。それはそれでいいと思います。受動喫煙に対して、兵庫県がどれだけ本気で取り組んでいるかという姿勢を見せるうえでは良いと思っていますので、例えば「児童ポルノを送って」と要求する人に対し、三千万の罰則を科したとしても、それは兵庫県がどれだけ真剣に取り組んでいるのかという姿勢を示すことになります。三千万は言い過ぎかもしれませんが、出来るのであれば0を一つつけるぐらいの方がいいと思います。

(委員)

罰金を高く設定することが可能かという話では、「上乘せ条例」や「横出し条例」というものがありますが、法令の範囲を超える規制をするものや、法令よりも厳しい不利益を課す条例の制定というのは、無条件ではありません。例えば、厳しい条例で処罰された人が、刑事事件の手続きなどにおいて、憲法違反だという主張することは可能です。「上乘せ」とか「横出し」が全く駄目と言うことではなく、どこまで規制できるかは曖昧ですが、地域の実情に応じて合理的な範囲内であれば規制できることになっています。例えば、京都であれば景観に関して、他府県よりも厳しい建築基準を設けていると思います。これには、合理性があると思いますが、平屋しか駄目だということであれば行き過ぎた規制となってしまいます。

(委員)

例えば、小学生の女の子に裸の写真を送れと要求した奴が、裁判で憲法違反だと主張するような場合は重罪にすればいいと思います。

(委員)

例えば、条例の罰則が三千万とした場合、私が弁護人であれば、確実に憲法違反を主張します。他府県と比べて、罰金を100倍に設定したことを説明しなければならなくなるので、そのこと自体がリスクになります。私は他府県との罰則の均衡もわからないし、提供を受けた場合の罰則も知りませんが、確かにもう少しは踏み込んでも大丈夫のような気はします。

(委員)

自画撮り被害となる前の段階までは、協力的な関係でどの程度やりとりしてきたかということもあります。被害者となるまでの状況をどう判断するかという問題もあります。家族、地域、行政など色々な問題があつて、「お前が悪い」だけで済むような問題でないような気がしています。

(委員)

例えば営業店舗で青少年を雇い入れた場合に、罰金が三十万円であれば、事業者は三十万円払えばいいと開き直り、規制にならないのではないかと思います。事業者がそう思えないぐらいの罰金にしなければならいのではないかと思います。子どもに裸の画像を送らせた人が裁判に出廷した場合、傍聴人等がいる前で、憲法違反と主張できますかね。

(委員)

主張すると思います。弁護人が主張すると、程度にもよりますが、裁判所は検討します。

(委員)

弁護士として上限はどれぐらいと思いますか。

(委員)

それは、何とも言えません。自画撮りの要求で三十万の罰金であれば、それなりに抑止力はあると思いますが、確かに仕事や店舗で五十万の罰金とか言われてもあまりインパクトがない。ただし、JKビジネスの方は6月以下とはいえ身体刑がついています。やはり懲役というのはインパクトが大きいと思います。

(事務局)

児童買春、児童ポルノ等にかかる行為等の規制に関する法律(児童ポルノ法)の中では、自己の性的好奇心を満たす目的での所持とかについて1年以下の懲役または百万円以下の罰金とある。また、盗撮により児童ポルノを製造した者には、3年以下の懲役または三百万円以下の罰金となっている。今回、条例では法律の規制していない「要求をする行為」なおかつ「青少年をだまして、威迫し困惑させる方法」をとった場合に三十万円以下の罰金としています。委員も先ほどおっしゃいましたが、条例では法律や条例とのバランスや均衡を考慮してこのような罰金としています。

(委員)

条例の罰則規定も大事だと思いますが、誘いを受けた子どもがちゃんと相談できる相手がいるということの方が、私は大事だと思います。そのことに対する取り組みを展開していかなければならない。ことが起こった場合にどうするのかということも大事だと思いますが、被害が起こる前の対策を抜きにして議論していても仕方がないと思う。

(委員)

私もそう思う。自分は刑法が専門ですが、刑法は所詮事後処理です。もちろん威嚇という意味合いもありますが、事前に被害に遭いそうであれば、誰に相談するかという働きかけが重要です。

(会長)

ありがとうございました。この問題は大事な問題で、かなりの議論がなされたと思います。それでは、次の議題、青少年施策の概要について事務局より報告をお願いします。

○議事(3)「青少年施策の概要」について事務局から報告  
サンテレビのオフラインキャンプの映像を上映

(会長)

先ほど事務局より青少年施策の概要、オフラインキャンプの映像の報告がありました。これからどのような青少年施策を展開していったら良いかなど、具体的なお話をお伺いできれば良いと思っています。事務局の説明にありました内容について、何かご質問等がございますでしょうか。

(委員)

小学生を見ていると、ネットの低年齢化が目につきます。例えば、連絡用としてだけの電話ではありますが、小学1年生でもかなり持っています。また、いろいろな事業をする中でも、大人の携帯があつたら、すごい上手に触って、写真や動画を私が撮ってあげるといった感じで、大人よりも上手に扱っています。携帯などの機械に接する年齢は低くなっていると思います。一方で、学校でもプログラミング教育などがどんどん導入されていますので、もっと小さい頃からネットの危険性についても教えていかなければいけないと思います。

例えばP2のころ豊かな500人委員会でも、もっと小学生や中学生に対し、

兵庫や生まれ育ったふるさとを年に1回でも教えられるようなプログラムがあればいいと思います。

私は自治会をしていますが、今回のような条例改正について、自治会内で周知した記憶がありません。もっと地域においても、リアルタイムで広報をしていかなければならないと思います。

ひきこもりに関しては、私が担当を持っている小学2年生が突如学校に登校できなくなったことがありました。小学校2年で、成績も優秀だし、児童館の中でも何もトラブルを抱えてなかったと思います。私は民生委員もしているので、30代のひきこもりの方も知っていますが、30代のひきこもりは私達では手に負えない。第一歩である学校に行けなくなった時点から取り組んでおけば、早い時点で解決することができたのではないのでしょうか。もちろん1ヶ月や2ヶ月で行けるようになったら良かったということになりますし、引きこもりがずっと続くようであれば、その時点時点で対策を打てば、本人も家族も我々も皆が良かったらと思うようなことがたくさんありました。もう少し年齢を下げて、予防といえれば言い過ぎかもしれませんが、早い時点から取り組んでいかなければならないのではないのでしょうか。状況が重くなったものに対し、地域で取り組むことは無理だと思うことがたくさんあります。

(会長)

低年齢の子どもに対して、それなりの指導をしていく必要があるとのご意見でした。不登校の子どもの問題も、かなり大変ではありますが、そうした子どもの問題への支援をもう少し積極的に展開していく必要があるとのご意見だったと思います。ほかにご意見はないでしょうか。

(委員)

コムサロンとしては、若者サポートステーション事業、引きこもりランチの事業を担当させていただいています。現場の声としては、少子化の関係で子どもの人口は減っているにもかかわらず、引きこもりの数や相談は増えています。この現状を見たときに、ネット環境などいろいろな環境があって、引きこもりやすくなったということがあります。また、相談の内容も多様化、深刻化しています。

それは、従来のように、学校の先生が対応出来るレベルのものではなく、民生委員が対応するのも難しい、非常に深刻なケースが増えてきています。なおかつ、発達障害などのケースも分析しないと対応を間違ってしまう。県では、今年度から引きこもりサポーターの育成制度をスタートしていただきました。方向性は良いと思いますが、そのスキルがどこまで習得できるのか、現時

点では中級を終了したらブランチでサポートするという事で動いていますが、実はボランティアでできるレベルではないと思います。それぞれの家庭では深刻な悩みを抱えており、それなりの専門性のある方でないと、無責任なサポートにより、かえって深刻化したり、問題が発生しますので、多分、ブランチの方が、そのような方を受け入れて対応するのは困ると思います。そういう面で、もう少し中期的に考えて、専門員のように、ある程度責任持って対応できるよう、若干の経費等も確保しつつ、多様な相談をサポートする体制づくりが必要かと思っています。

(会長)

引きこもりや発達障害などの問題を、地域で受け止めて、専門的な人の力を借りながら支援を展開していく必要があるというご指摘であったと思います。ほかにご意見はありますか。

(委員)

ネットの利用状況の問題が最後まとめてありましたが、出会い系サイトなどいろいろな犯罪の温床となることは周知のとおりです。県が条例改正した内容をどう周知していくか、子ども本人に「怖いんだよ」ということをどう伝えていくかが大事です。そういう視点で事業を見てみると、例えば街頭キャンペーンとかパンフレット配布とか、少しやり方が旧来依然としていないかという感じがします。こういうやり方では、子ども達の世界に情報が入りにくいのではないのでしょうか。やはりSNSを使うとかして、子ども達同士で話題にもらい、子ども達同士がお互いに口コミの中で、子ども達の情報として広がるような仕組みを考えてあげないといけません。親とか大人が知っていても、なかなか子ども達には情報が行き渡らないのではないかと思います。やはりSNSなど子ども達が日常的にやりとりするところに情報を発信していくことが大事だと思います。

(会長)

ネットの利用の問題について、子ども達にもう少し丁寧に周知していく必要があるのではないかというご意見だったと思います。それには、子どもの世界に入り、子どもの気持ちを押さえながら、今のネットの問題や安全・安心なネットの使い方を、どう子ども達にわかりやすく周知していくかを工夫する必要があるのではないかというご意見であったと思います。他にご意見はありますか。

(委員)

引きこもりの相談業務ですが、子ども達はスマホ等がある程度当たり前に使っていますので、相談事をスマホで聞けるようにしていくべきだと思います。しかも、ライブ的なものやキャラクター付きで相談するなど、今の若者がすっと入れるような相談の仕方を作っていくって欲しいと思います。やはり、電話や実際に相談に行くという方法は、それ自体に抵抗があるので、アニメ的な相談とか、若者が簡単に家の中から相談できる仕組みを考えていけばどうかと思います。検討をお願いします。

(会長)

子ども向きの相談体制をもう少しきちんと整理をして、スマホ上で、子どもがわかりやすく、子どもに合わせた相談の仕方を考えていったらどうかというご意見であったと思う。

(委員)

学校でのルールづくりを支援されていますが、ルールを作ることが目的ではなく、それを守っていくことを目的としてルールづくりを進めていかなかったらいけないのではないかと思います。例えば、今年の施策P14「ひょうごスマホ宣言2019」には、“大切な今がスマホに奪われる”“その画像世界のどこかに生きている”“守りたい親の気持ち分かってる”“消しても消えない自分の言葉に責任を”これは、サミットに参加した若者が考えたものです。大人が見る印刷物ではこの標語を見ますが、子ども達にどう伝わっているかということが先ほどおっしゃられた部分ではないかと思います。自分たちの仲間がつくったものを、自分たちが受けて、それを守っていく、それはルールも一緒なので、そういう風にしていかなければならないと思う。一方では、架空スポーツがオリンピック競技になろうかという恐い状況がきていますので、そういった面も含めて考えていかないといけないのではないかと思います。

(会長)

ルールづくりの問題で提案がありました。確かに、子どもに今の状況の中ではルールをしっかり押さえて、使い方も含めて、子どもにわかりやすく話をしていくことが大事かと思う。野放しにしている状況も一方ではあるわけで、そこをきちんと整理して、子どもには子どもなりの分かる方法で話をしていく必要があるところまできているかと思う。



(委員)

小学校や中学校では、ネットに関する保護者向けの講演会等をたくさん実施していますが、なかなか保護者が来ていないというのが現状で、学校に負担がかかっていると感じています。私たち地域の方では、幼稚園・保育園の保護者から伝えていかないといけないのではないかと思います。子どもが小学校に入ったぐらいからスマホを与えている保護者も多いので、それまでに保護者ももう少し危険性を理解しないとイケません。単に与えてしまうとその後のフォローは全て学校にかかってしまいますので、足を運ぶ機会が多い幼稚園や保育園の保護者に働きかけていかなければいけないのではないかと。まわりばかりが一生懸命していて、当事者である保護者は一番関心が薄いと感じています。

(会長)

ありがとうございました。幼稚園や・保育園の保護者のレベルから、しっかりとネットの使い方も含めて話をしていかなければならない、保護者教育を幼稚園や保育園レベルから始めていかないといけないというご意見だったと思います。幼稚園や保育園の保護者は、あまりネットの問題に関心のない親がいると思いますが、そろそろ、幼稚園や保育園の保護者もしっかりと考えないとイケないという時代に入ったと思います。

(委員)

先ほどの委員の意見と同じですが、うちには小学生の男の子の孫がおり、2人ともスマホを持っています。上の子に関しては、タブレットとパソコンを所有しています。タブレットに関しては、小学校の事前学習ということで与えられて持っています。今の時代は、スマホやタブレットを避けては通れない時代になっていますので、先ほどのルールづくりや、幼稚園や保育園の保護者の方達に啓蒙しないとイケないというご意見には大賛成です。やはり、タブレット等を買って与えたり、管理するのは親ですから、まず買う時に1日必ず30分までとかということをして、必ず子どもと話しあってルールを決めてから使う、それから、孫に関しては私が電話をしてもメールをしても通じないようになっていまして、これは母親からのロック解除が必要なみたいで、誰からもメールが届くような状態ではないということです。そのように、必ず解除するのは親じゃないといけないよというルールなど、むしろ子どもが小さい時に買って与えてルールづくりをしっかりしておくことが大事で、欲しい欲しいというのを我慢させておいて、遅くなってから自分で自由に使えるという状況の方が、むしろ危険なのではないかと私は今思っています。避けては通れないということであれば、なるべく早くきっちりとした与え方をすることが大事だと思います。ス

マホの事に関してはそうですが、もう一つ、先ほどのスマホを持たないキャンプの映像で出てきた中学生は、不登校気味だったということがわかりました。今、私の息子が小学校だった頃は、兵庫県サマースクールだとかスプリングスクールとか、夏休みの間に3日間とか5日間とか1週間とかキャンプをしていたように思います。私はとても楽しみにしていて、学年制限があるので、3年生になったら、このキャンプに参加させたいとか、4年生になったら、母と子の島のサバイバルキャンプに参加できるなど、学年によってそれぞれ設定されていました。YWCAさんはされているかもしれませんが、今はそういうキャンプが少ないのだと思います。きっと親の中には、夏休みに子どもをキャンプに入れて、ワイルドにしたいと思っている人もいないのでしょうか。ちょっと間口が狭いと感じますので、もう少し間口を広げていただければいいなと思っています。

(会長)

スマホなどを子どもに買い与える段階でしっかりとルールを決めることとオフラインキャンプに関するお話がありました。他にご意見はありますか。

(委員)

私は高齢者ですので、孫が5人おります。娘といっても60歳近いです。でも、私は子どもに1度もひどく怒ったことはありません。私には、姑がおりまして、子ども達を守ってくれました。それで、私は43年間務めて、残りの10年間は委員会などに出席しました。子どもに対しては親の姿勢、親のまた親の姿勢といった3世代にわたる姿勢を経験することが一番大事かと思っています。それと、今、高齢者の未婚の方が多いです。これは、嫌みでも何でもありませんが、女性が就労について、男女平等で、凄く良い条件でお仕事ができるし、私も仕事をした経験がありますので、仕事に熱中すると、本当に結婚より楽しいと思うんです。それでも、人は、結婚をして、子どもを産んで、次の世代をつくる責任があると思います。結婚は、縁のものですから、出来ない場合は仕方ないですが、やはり私はあまりにも多くの高齢者の未婚の就業者が多いと思いますので、そういうことを折々にお話しております。それと、もうひとつ、今の若い母親は子どもの叱り方を知りません。わずかなことであれば、優しく諭してあげればいいのに、「どうしてなの」と大きな声で怒るから、私は「優しく言ってあげた方がいいよ」と言っています。

(会長)

ありがとうございました。親の思いを子どもにしっかりと伝えることの大切だという意見であったと思います。それでは、あとお一人だけ意見ををお願いします。

(委員)

ごく簡単に、ずっと拝見していて、この青少年施策の前提というのは、出来るだけ転ばないように育てようということだと思っておりますが、最近の再犯防止推進計画等の議論を聞いていると、一度誤った子、失敗した子に対し、地域や自治体で、どう接していくのか、二度と転ばないようにすることも青少年施策の課題と思っています。この観点は、今回の施策に入っていないので、別の管轄で取り組んでいるのだと思いますが、そのような視点についても必要であるという意見を述べさせていただきました。

(会長)

大人は、子どもが転ばないように指導することが多いのですが、転んでしまった後の対応についての視点も持ちながら、取り組んだ方がよいというご意見だったかと思えます。それでは予定の時間になりましたので、自由なご意見をいただくのはここまでにして、どうしても話したいという人はいらっしゃいますか。

(委員)

中学校の現状についてお話させていただこうと思います。いま、兵庫県警の資料を見ると、平成29年度は前年度と比べて、非行少年が10%程度減少しています。不良行為も20%程度減少しており、目に見えるようなたばこ等に関しては、非常に減少している状況です。一方、今、話に出ておりましたように、SNSや虐待という目に見えない問題行動が非常に多いという状況が、中学校にあります。今、中学校には大きく3つの課題があります。1つ目の課題は、先ほど言いました携帯電話やインターネットです。特徴としては、広範囲で複数校が関与するような学校間トラブルに発展する傾向があります。それに対して、学校の方では情報モラル教育やルールづくりを検討しています。保護者の方に、家庭でのルールを作っていないか聞いていたところ、「作っています」との回答がありますが、それを子どもに聞くと「作っていない」との回答があり、親子のギャップがあるのかなと感じています。学校では、生徒会が中心となって、使用方法とか使用時間とかを子ども達に作らせるといったことを行っています。

2つ目の課題は、特別な支援を要する子が増えてきていることです。これは、子ども達だけではなく、保護者の方も精神を病んできているというか、そういう保護者の方がおられますので、対応が難しくなっています。これに対しては、学校と医療関係が連携した取組みを頻繁に行っています。3つ目の課題は、不登校がすごく増えていることです。これは、中学校だけの問題ではなく、小学校も倍増している状況で、低年齢化が進んでいるのかなと思っています。これについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や小中連携を推進しながら対応しています。また、県の方でもトライやるウィークを実施していただいているので、こういう行事を契機とした登校指導なども継続して行っている状況です。今は、インターネット対策として、フィルタリングなどの防止策を検討いただいていると思いますが、学校としては、目に見えないもの同士のつきあいではなく、顔の見える活動、魅力ある学校づくりを中心に活動を行っていることを報告します。

(会長)

3つの観点からお話をいただきました。それでは、予定の時間になりましたので、意見交換の時間は終わりにしたいと思います。委員の皆様には、様々な角度から提案や課題についてご発言がありました。当局におかれましても、委員の意見をお受けいただいて、それを出来るだけ県の事業に生かしていくようお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上をもちまして、議事の進行を終わります。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様、限られた時間でしたが、貴重なご意見をいただきありがとうございました。先ほど、小林会長も言われましたとおり、ご意見いただきましたことについては、新年度に向けた事業に反映できるか、考えて、進めていきたいと考えています。特に低年齢化の部分につきましては、インターネットに触れる前、契約する前から実施していかないといけないと思っています。特に関心が低い、家庭教育のやり方がわからない若い親にもどうアプローチするかを踏まえながら考えていきたいと思っています。また、引きこもりサポーターの関係につきまして、まずは30年度やってみました。31年度はサポーターへのフォローアップ研修もやっていきたいと思っていますので、その中で、まだ専門性が足りないというのであれば、やり方を考えていきたいと思っております。その他にもいろいろなご意見をいただきましたけど、それらのご意見を踏まえて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、閉会にあたりまして、女性青少年局長よりご挨拶申し上げます。

(事務局)

本日は、2時間という限られた時間の中で、活発にご議論いただきましてありがとうございました。条例改正につきましては、皆様が言われてましたとおり、画一的な啓発というより、自撮り被害では誰に相談したらよいのかという具体的な啓発が必要だという提言をいただきました。今後、条例を改正し実効性のあるものにしていこうと思うと、やはり啓発支援体制をどう整えていくかがすごく大事であることを考えさせられました。また、引きこもりが100万人を超えている中で、早期の対応をどうしていくかという問題、また、ネット問題の低年齢化への対応など、本当に大変な貴重な意見をいただきましたので、ご意見を踏まえまして、今後も強力で青少年施策を推し進めてまいりたいと思います。本日は本当に長時間ありがとうございました。